

魚沼民商だより

2022年
9月12日
第2313号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会

新潟県魚沼市板木

電話025(792)3064

e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

魚沼民商・2022年秋の大運動がスタート!

9月1日から、全国の民商が足並みを揃え、「危機打開、改憲阻止! 全自治体要請とインボイス中止を強め、年間増勢を」のメインスローガンを掲げ、2022年秋の大運動がはじまりました。

一、私たちの民商は総会以降から出足早く、7月22日の湯沢町要請行動皮切りに、7月26日に小千谷市要請行動、8月18日に南魚沼市要請行動、9月8日に魚沼市要請行動と、三役・支部長を先頭に「自営業者の切なる願いを届け、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する固定費の一部補助としての直接支援」を強く訴えてきました。



推進を図ることと併せて、消費税インボイス制度セミナーを旺盛に取り組み、同制度の中止の世論を会内外に向けて掻き立てる力にしていきます。

三、宣伝活動として早速、宣伝カーの「音だし」(流し)をはじめました。



そして屋外の大看板設置活動(※畳2畳分の大きさです)も、小出・広神・大和・六日町・塩沢の5地区を対象に候補地を検討しはじめています。みなさんから候補地の情報をお寄せください。待っています。

また自前の

「民商リーフ」づくりの活動として作成プロジェクトチームを結成し作業をすすめていきます。



この行動は必ずや要求実現の大きな力となっています。

二、もう一つのメインである「消費税・インボイス中止」の活動について。

インボイスが導入されたら...



婦人部が取り組んだ「2022年全国業者婦人実態調査アンケート」結果のなかでも明らかになっているように、消費税インボイス制度は中止すべきとの声があります。消費税インボイス制度についてそのものが「よくわからない」との回答が多いです。

この結果は民商全体にも通じる現状です。あらためて支部を中心に日常的な自主計算活動の

四、秋の経営交流会の開催も検討し始めています。

開催時期は10月下旬頃で、今後ウイズコロナとしての経営対策を学び合い、また会員どうしの繋がりによる「仕事起こし・仕事まわし」活動を結び付けていきます。

そこでその大きな力を発揮するのはやはり若手会員と事業継承者のみなさんです。

経営要求を大切に業者青年対策部会を立ち上げ、「経営民商」の気風を構築していきます。

そしてその力を青年部建設の組織強化に結び付けていきます。

五、共済活動はすべての会員に向けて「大腸ガン検診」活動を取り組めます。9月期はその受診希望者募集の活動が既にはじ

まっています。

10月24日が検診日(検体回収日)となっています。



今日コロナ感染拡大が猛威を振るっているなかで、昨春からコロナ感染者には「入院見舞金」、濃厚接触者には「安静加療見舞金」と共済制度の措置が図られました。

まだ民商共済に加入されていないみなさん、今月20日まで共済加入すれば、翌月1日から請求権が生まれます。これは絶対にお得です。共済会費は月額1000円ですよ。

六、ひとりぼっちの業者婦人になくそうと、役員中心に婦人部活動を展開しています。常に婦人部の集りを持てば、「〇〇さんのお父さん、入院だって、いまだうしているかなあ」、「コロナ感染者数の高止まりで、お客さんが激減。この先心配です」と、切実な声が寄せられています。やはり心が知れた仲間が集まれば最後には頑張ろうとなります。不思議なものです。

いま10月16日の婦人部総会に向けて仲間づくりに力を入れています。婦人部を大きくしていきます。

以上が9月・10月「前半」の活動となります。

六日町支部の種村さん、コロナ禍に負けるな!

先般、民商共済のお見舞金を届けにお店を訪問したら、「コロナ禍に負けるな!」と飲食店業界を盛り上げている六日町支部の種村徹さん(食工房いってっ)が休憩時間を惜しまずにギター

の弾き語りの練習に励んでいます。

この日、松山千春さんの「季節の中で」、井上陽水さんの「ジエラシー」、さだまさしさんの「秋桜」等のフォーク歌謡を披露してくださいました。

お店は旧塩沢町小木六地内にて、春・夏・秋シーズン限定の営業で食堂を経営しています。種村さん曰く、「夜8時過ぎになると地元の顔なじみのお客さまから『唄でも歌いたくないなあ』と、このコロナ禍でなかなかカラオケ店に行けないだけにギター演奏でお客さまが歌うんだよ」とそう話していました。



種村さんは、食堂をはじめ前、カラオケがまだ普及されていない時代に数年間はセミプロとしてギターの流しをしていたそうです。

婦人部のアンケート結果 で注目したのは！

民商婦人部は5月～7月にかけて、婦人部員を対象に「2022年全国業者婦人実態調査アンケート」を取り組みました。

その集約結果が出ましたので、独断と偏見にて若干ですがご紹介致します。

まず一、「ご自身の仕事内容」についてです。多い順から、「事務関係」(31%)、「帳簿」(27%)、「現場(お店・工場)」(18%)となっています。よって要求活動の観点からすれば、「日常的な自主計算」「インボイス問題」等を学ぶ取り組みが必然的ですね。

二、「家業の状況」について、家業の所得だけで生活はできるか。半数が「生活できない」と回答しています。では「生活できない」と答えた方で、「何で補っていますか」の設問でもっとも多かったのは「他の家族の収入・援助」(17%)の回答でした。また別項目で「家族・暮らしこと」についてで「生活で困り事は」の設問でも、「生活費が足りない」(3%)と答えた方がいました。

これは見逃せない結果です。さて三、「消費税のこと」について、「消費税は売上・単価に転嫁できているか」は、「一部しか転嫁できていない」(25%)と占められていました。また「インボイス制度こと」について、理解している(45%)と理解していない(45%)と半々の数値でした。

最後に四、「新型コロナに関すること」では、「影響が継続している」(41%)と答えた方が多く、「営業上困っていること」では、「材料・商品の値上がり商品」(30%)に苦しんでいると答えた方が多くいました。

これらの結果を踏まえ、今後の活動にいかしていきます。

税務署の内部事務のセン

ター化について

9月に入り、複数の方から関東信越国税局業務センター文書担当から封書で「消費税に関する届出用紙が送られてきた」、ハガキで「源泉税についてのお尋ねがきた」などの相談が一气に寄せられました。

さて前出のお尋ね等の実務は今まで行政指導の責任者は小千谷税務署長となっていたわけですが、出所が同国税局となりますから行政指導の責任者は同国税局長となります。

これは昨年7月から税務署における内部事務の効率化・高度化を図ると称し、納税者の情報管理の一元化がされていることの現れでありますので申告書・申請書等も同業務センターに郵送願いますというありさまです。そうなると納税地の小千谷税務署は「納税証明書の交付」「納税相談」「税務調査」等の取り立て機関へと変ぼうしようとしています。以後注視です。(※昨年の民商だよりにも同様なことを掲載致しました)

会費は十五日集金を 宜しくお願い致します

法律相談のお知らせ

日時 9月 14日(水) 午後1時より
会場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)
相談料 3,000円
※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。